

先端設備等導入計画の認定

概要

市内に事業所を持つ中小企業者が、設備投資による労働生産性向上を目的に策定した「先端設備導入計画」を、長岡市が審査し、一定の要件を満たした場合に認定します。

●認定を受けるとできること

認定を受けた中小企業者は、次のような支援を受けられます。

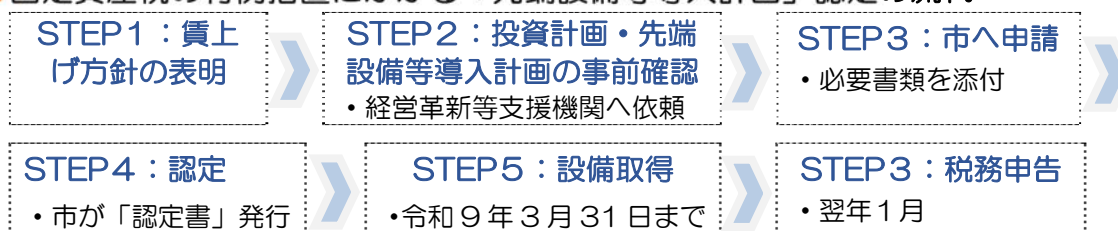
- 新規取得設備の固定資産税の特例措置

※計画の認定と、固定資産税の特例の適用では、要件や必要な手続きが異なります。

●固定資産税の特例措置の概要

要件等	内容
対象者	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下の税制上の要件を満たす中小企業
認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること
対象設備	投資計画に記載され、投資の目的を達成するために必要な設備で、年平均の投資利益率が5%以上見込まれるもの 対象設備：機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備（各設備で最低価格要件が定められています。詳細はホームページをご確認ください。）
特例措置	固定資産税 ① 1. 5%以上の賃上げ：3年間・課税標準を1/2に軽減 ② 3. 0%以上の賃上げ：5年間・課税標準を1/4に軽減
適用期間	2年間（令和9年3月31日までに取得したもの）

●固定資産税の特例措置にかかる「先端設備等導入計画」認定の流れ



※先端設備等導入計画の認定前の取得は対象外です。必ず認定後に取得してください。

その他詳細についてはホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate01/subsidy/management.html>



- 問合せ 先端設備等導入計画については、産業支援課（0258-39-2222）
固定資産税の特例措置については、資産税課（0258-39-2213）